

## 7 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

隣接した被後見人名義の土地とその母名義の土地を一体として駐車場として賃貸しており、令和3年2月までは全て母名義の口座に賃料が入金されており、同3月以降、母の後見人である安部高樹 司法書士が当職の口座に土地の割合に応じた賃料を入金している。

令和3年2月までに母名義の口座に入金されていた賃料につき、安部 司法書士に返還を求めたところ、資力がなく、貯金がある分だけでも返還した場合、母は現在の施設の退所を免れないとのことであった。

債務額だけでも確認したいと当職が申し出たが、安部司法書士は、事情を知らないので合意しづらく、相続予定者らの同意を得ないと債務額の承認には応じられない旨を述べ、またその同意が得られないとのこと、合意に至らなかった。

本人には十分な額の預金があり、経常的にも黒字であること、他方、母には資力がなく、合意できない以上は清算の手段としては訴訟を検討すべきところ、債務額の確認訴訟は確認の利益を欠くと考えられ、他方、支払を求める訴訟を提起することは、上記の双方の経済的事情からすると、本人の意思に沿うといえるかどうか疑問があることから、過去の資料の清算はいったん見合わせることにした。